

それから、都市施設整備基金に二億五千萬積上げたいから、ここでもうさらに
また、福祉関係に予算を計上するから、御意見でございますが都市施
設整備基金につきましては十一億の計上でございますが、私はむしろ都市施設
整備基金については、むしろ積んで置く必要があるんじゃないかと、そういう見解
を持っております。(さうとおりを呼ぶ者あり)と申しますのは、現在、起債残高が
一般会計で四十五億四千八百万円ございます。それから下水道ではさらに四十九
億七千六百万円。合計いたしますと、現在、福生市がしております借金とい
うのは九十五億あるわけですね。五十五年度の公債費にいたしましたとしても、兩会計を合
わせますと、一年間に七億八千万円くらいを償還しなければならぬだろうと、今後
ますますこの金額が上がってくると思います。こういう財政状態の中においては、よ
り以上に内部保留をいたしまして、今後の財政需要に充ていかねなければ、この時
点に、非常に財政面が危険になると、うことが考えられます。

したがって私は、いまのような状態では、むしろ限り、まだ財源留保をして、財政
の状態を良好な運営をしていかねばならぬと考へておりますので、積立てを
したことにしましては、適正であろうというふうに判断をいたしております。

○十二番(松山清君)

そうしますと、先ほど説明にあつたんですが、羽村、瑞穂分についての
負担はこれについては十分話し合ひをしたというふうに先ほど聞いたんですが、話し
合ひもしてないんですか。この時点で計上するかは、どちらさん任せというより、こと
であるということだから、その辺はどうなんですか。

それからですね、私は、嚴格になつてくるようにいけれども、同時に補正をやつてくるわ
けだから、本来は私もとしては、福祉関係でも増額補正もやつていかなければならぬと
思ひます。そのことを、私も強く主張したいところなんです。

それと同時に、余分な方まで、起債の償還がどりのこのままで答弁の中であつた
わけなんですか、少なくとも部長は、まだまだ福生市の財政状況からいって償還
の問題については十分大丈夫なんだろうという答弁を繰り返して、それじゃあいいで
すか。いまここにきて、反論するために大変になつてくるんだなんていうふうなことで、全
くやたらなことを持ち出さないのでいいんですよ。部長自身、いまままで議員の中から
何回も起債の償還の問題については、質疑がある中で十分大丈夫なんだと。公債
比率もまだまだ余裕があるんだという答弁の繰り返しだったんじゃないですか。そう
言つて、ただけれども、今度は反論するために逆の論法を持ち出して、くるというの

は、ちよつといふだけはいんじゃなかつたかと思ふんです。

さういふ点から見ても、さういふ減額分が出てゐるわけですが、さういふ点では、ここに出された問題については、やむを得ない面が、確かにあるかと思ふんです。しかし、全く片手落ちの形になつてゐるわけで、少くとも賛成するような内容ではなかつたといふことだけ述べておきます。

それから後、難入の問題のことだけ、ひとつ答弁をしていきたいと思います。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 瑞穂、羽村両町との話し合いの中では、五十五年度補正予算で計上しますと、うへ話だけ申し上げてあります。

その時期については、六月あるいは九月といふことでございまして、それは瑞穂、羽村両町の事情によつて異なると思ひますので、六月あるいは九月といふうちに、私は考へております。

○十六番(貫井喜代次君) ちよつと細かいことで、心縮んですけど、この歳出の関係で、まずと、五十四年度の当初予算に計上されたもの、ほとんどとありのものとあり、したがつて給料、職員手当、共済費といふものは、びりりそのままを減額してありますけれども、そこでこの補正予算のハベージの給子費の明細をこれについて、職員

数が、七号の補正によると三百六十八人が、三百六十七人になつて、つまり、この一人の差といふものは、どういふことか。ここで一人の差ができたか。助役さんがいなくなつたから、さうか、なと思つたら、さういふものは、けし、この中でさういふことが、給料やさういふ職員手当、共済費が、変わつてゐるに、職員数が一人、ここで変わつてゐる、ということか、どういふ原因か、また、どういふことであるか。それによると、今後これはまた、いろいろと、これからの補正予算等、給子、共済費の方にも関係が、ありますので、この一人の差を説明願ひたいと思ひます。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) これはちよつと、手元に資料がございませんで、しばらくお待ちくださいと思ひます。

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午後二時三十分 休憩

午後二時五十二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長(森田進君) 自席からお話しさせていただきます。ちよつと、御質問につ

いてお答えいたします。

まず今回の補正について、五十五年度当初を含めまして御説明申し上げますと、今回の補正の中の五十四年度、補正でございますけれども、補正の給与明細書の職員の数でございますが、三百六十四名が三百六十八名になりました。この三百六十四名については三月三十一日現在の職員の数でございます。

それから、五十五年度の一号補正の補正前の三百七十一名、いわゆる当初予算のときの数字でございますけれども、この三百七十一名につきましては四月一日現在新しく七名の職員が採用されますが、それを含めた数字でございますまして、三百七十一名になっているわけでございます。今回、繰越明許費という形で、五十五年度に措置をしております西住宅の関連の職員四名について、五十四年度で振りかえてございます。そういふ関係がございまして、五十五年度につきましては、いまの四名がマイナスされて三百六十七名でございます。三百六十七名の数字につきましては、あくまでも一般会計の中に予算措置をしております職員の数と、そのように一応御理解をいただきたいと思います。

それから、五十四年度の補正でございますけれども、繰越明許費で組まれました

四名、これにつきましては、そのまま三百六十八名と、そういう数字で直してもよかったですけれども、ございまして、よくまでも在席する職員については、三百六十四名でございます。しかかまして、三百六十八名と、うものを、括弧書きいたしました。この補正の中に載っております五十四年度として予算措置している職員の数は、三百六十八名、そういふふうに訂正をさせていただきますわけでございます。

それから、五十四年度につきましては、よくまでも在席する職員については、三百六十四名。五十五年度については、三百七十一名でございますけれども、うち四名については、五十四年度に予算措置してある、というふうなことでございまして、そのように御理解をいただきたいと思います。

以上大変雑駁でございますが、説明とさせていただきます。

議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

本委員に対して反対の発言もありませんので、起立によりて採決いたします。お諮りいたします。

本委員は原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって議案第三十三号は、原案とおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三十二議案第三十四号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第三十四号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

さきに、議案第三十二号で御議決をいただきました昭和五十四年度下水道会計の補正第六号、この措置に伴います該当項目の減額を行おうとするものでございます。

予算統制第一条に記載してございますように、歳入歳出をそれぞれ一億七千万円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を十九億三千三百三十八万円と定

めようとするものでございます。

なお、二本木におきまして、関連の地方債の変更をお願いしております。それでは、四ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、市債減額の一億七千万円でございます。これは西住宅地区周辺排水路整備事業、これに対します一般会計への負担金でございます。御案内のとおり、八割補助という形で、この事業が施行されておりますので、これに伴います財源負担としまして、一般会計へ負担するが一億二千九百八十九万二千円、百分の九十を起債として計上しておいたわけでございますけれども、これが五十四年度に補正措置がなされましたので、一億七千万円を減額しようとするものでございます。

次に歳出でございますが、事業費、下水道整備費のうち、管渠費一億二千九百八十九万二千円、減額でございます。これも西住宅地区周辺排水路事業に関係いたします下水道会計からの負担金でございます。これも同じく五十四年度の七号補正で措置をされておりまして、五十五年度予算につきましては減額をしようとするものでございます。

次に予備費におきまして一千百十九万二千円。これは歳入歳出の調整のため一般財源が不必要になりましたのでこれを予備費に計上しようとするものでございます。

次に、スケジュールをお開きいたしましたと思います。

一番下の方にご覧いただけます。第二表、地方債補正でございます。これも起債を一億七千万円減額いたしましたことに伴います。限度額の補正でございます。十一億一千六百五十万円のから、十億一千五百八十万円に変更しようとするものでございます。

以上、まことに難航でございましたが、議案第三十四号の説明にかえさせていただけます。

よろしくどうぞ、御審議を賜りまして、原案とおり御確定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こゝより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第三十四号については委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たゞいま小野沢久君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案とおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十三議案第三十五号、原爆被爆者援護法制定に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(十七番関米吉君登壇)

○十七番(関米吉君) 御指名をいただきまして、原爆被爆者援護法制定に関する意見書について、提案理由の説明を行います。

本意見書は去る三月十一日の本会議において採決された陳情第四号に基づくもので、意見書本文につきましては三月十四日開催の厚生委員会協議会において検討、了承を得たものでございます。

御承知のとおり、原爆被爆者に対する救済措置というのは、三十二年三月三十一日制定されました「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び四十三年五月二十日制定された「原子爆弾の被爆者に対する特別措置に関する法律」によって援護されておりますが、この適用を受けるには、たとえば被爆地域の制限、一般疾病との厳格なる区分、諸手当を受ける場合の所得制限等、きわめて厳しい諸条件に適合しなければならず、このため被適用者も数多く残され、また適用を受けておき、その援護の実態は十分と言えないものではない実情でございます。

よって、一日も早くこれらの人々を救済されるよう、意見書記載の事項につ

へて内閣総理大臣を初め関係省庁、主務大臣等に対し、その促進を促すため、本意見書を提出しようとするものであります。

何となくよく御審議の上、御可決ふらんことをお願いし、きわめて簡単でございますが、提案者の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決すること、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第二十四開会中の継続審査申し出についてを議題

開会中の継続審査

特定事件

陳二

といひます。

総務及び厚生委員長から目下、同委員会において審査中の案件について会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり、開会中の継続審査の申し出がございました。

本件申し出のうち、総務委員会において審査中の請願第一号に対して、この際、発言の申し出がありますので、これを許します。

○十七番(関米吉君) 開会中の継続審査の申し出に関するうち、請願第一号都立高技増設等教育条件整備に関する請願に對しましては、この申し出のとおり、慎重に調査研究を要するに、継続審査が議長より提出されております。

つぎましては、紹介議員といたしまして、この請願第一号が継続審査に至りました経緯につきまして、総務委員長から説明を述べたいと、かように思ひますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小林南三君) 総務委員長より経過報告と願います。

○総務委員長(鈴木藤次郎君) じつは、この請願第一号につきまして経過の御質

問の御答弁を申し上げます。

この請願書の内容と、先般の入試時の都立高校の場合、第一次募集で定員数に満たない。果たして、言われるように生徒数がふえていくに、かような状態が続くのかどうか。何か資料があるでしょうか。当委員会にも、紹介議員もありませんので、説明をお願いしたいと思います。

紹介議員の一員として、総務委員会にこれを資料として出されているので見ていただきたい。私も請願者になって、募集の段階で定数より下回るといふ状態があった。第二次募集はある。本年度に、一学級ふやすと、いふことが出されてあり、定数として福生高校の学級数をもふやすと、現実的に定員に足りない。その後、第二次募集で埋めていく。一年生も特別教室をつぶして使わなければならぬ。陳情項目に書かれていることは、全体としての内容で、教職員の人数が取り組んでいることです。答弁になって、いかどうかわかりませんが、このように聞いております。

いろいろ意見があるよりむしろ、福生高校も第二次募集をする状況ではまた結論を出すには早いと思ひますので、継続して慎重に審査をし、研究を

するため継続をしたいと思います。

高板は福生高板だけの請願ではたいようで高板全体の請願であると思われ、なかば解釈がむずかしい。私立高板の助成の増額とあるが、そうすると全般になる。福生高板の不足とか、欠員募集とかいうことならともかく、この点、どうもはっきりしない。紹り議員もとうとうこのことを、教職員の定数を減らす、現在の欠員は早急に募集する、ということはどういう意味なのか。それに九百七十一名の職員の定数を削減すると、この教職員は高板だけなのか。これは都庁か、国なのか。教職員の定数はあるわけです。市の職員の定数条例と同じようにあると思われ、それに欠員が生じており、現実にもそういうことで補充をしてほしいということであり、現在の定数を削減されますと、補充はされなくなります。九百七十一名の削減については、都庁である。細かくことについて、四項目出されて、それ以外にも、この辺で賛成としていたものが、当然だと思われ、福生は、遅いようだが、ほかにも出されて、るようだが、これは全部では、昭島は一日の臨時会で提出され、継続、立川が三月定例会において審査中、東大和、東久留米、清瀬が採択、後はまだ調べてございませう。

先ほどから言っているのは、継続ということをお願いいたします。

発言の内容をやるべきとき、なかばむずかしい問題でもあるので、継続として調査研究すべきという意見、請願項目を考へれば、当然採択されるべきものであるとの意見に分かれたため、まず継続について起立により採決いたしましたところ、賛成多数で継続と決定した次第であります。

ようしく継続することをお願い申し上げまして、答弁を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長(小林菊三君) 以上で経過報告の発言は終わります。御了承願います。

まず総務委員長から申し出のありました請願第一号について起立によって採決いたします。お諮りいたします。

請願第一号は委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって請願第一号は申し出のとおり

開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、本件申し出のうち、総務委員会所管分の請願第四号及び陳情第一号並びに厚生委員会所管の陳情第六号の三件についてお諮りいたします。本三件は各委員長申し出のとおり、開会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって請願第四号、陳情第一号及び陳情第六号はそれぞれ申し出のとおり、開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十五特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定期間については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり、開会中の継続調査としたいと思っておりますが、

御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は開会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第二陳情第二号登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第二号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました陳情第二号については開会中の
継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第二号は開会中の継
続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を開きます。

これをもって昭和五十五年第一回福生市議会定例会を開会いたします。
午後三時十三分開議閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

小林 菊三
藤 茂 勲

議員 高水 物心
議員 東 邦春 琅